

砂 川 市 規 則 第 2 3 号

令和 7 年 6 月 1 7 日

砂川市企業振興促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市企業振興促進条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市企業振興促進条例施行規則（平成 9 年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条第 1 号イ及びウに規定する観光事業施設並びに特定事業施設に掲げる施設」を「第 2 条第 1 号イに規定する観光事業施設及び同号ウに規定する特定事業施設」に改める。

第 3 条見出し中「増設」の次に「、改修」を加え、同条第 3 項中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 8 号」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 条例第 2 条第 7 号に規定する観光事業施設の改修とは、既存の建築物の機能を維持し、又は向上させるための工事（当該工事に伴う設備の更新を含む。）をいう。

第 4 条中「第 2 条第10号」を「第 2 条第11号」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「第 3 条」を「第 3 条第 1 項」に改める。

第 8 条本文中「第 4 条第 3 号」を「第 4 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 9 条第 1 項の表提出期限の欄を次のように改める。

提出期限
事業着手から30日前まで
計画の内容が変更となった日から10日後まで
工事着手から10日前まで
工事完了から10日後まで
操業開始から10日後まで

第10条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、申請書として提出すべき書類の準備に当たり、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条第 2 項の表を次のように改める。

区分		提出期限
企業施設用地取得補助金	条例第 4 条第 1 項第 1 号ア、イ	当該企業が操業を開始した日の属する年度の翌年度の 9 月末日。ただし、当該資産に初めて固定資産税等が賦課されることとなった年度から起算して 5 年

		度を限度とする。
	条例第４条第１項第１号ウ	当該企業が操業を開始した日の属する年度の翌年度の９月末日。ただし、当該資産の所有権移転登記が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年度を限度とする。
企業施設建設補助金	条例第４条第１項第２号ア、イ	当該企業が操業を開始した日の属する年度の翌年度の９月末日。ただし、当該資産に初めて固定資産税等が賦課されることとなった年度から起算して５年度を限度とする。
	条例第４条第１項第２号ウ、エ、オ、カ、キ、ク	当該企業が操業を開始した日の属する年度の翌年度の９月末日
雇用奨励補助金	条例第４条第１項第３号	当該企業が操業を開始した日から１年を経過した日の属する年度の翌年度の９月末日
業務用水道補助金	条例第４条第１項第４号	当該企業が操業を開始した日から１年を経過した日の属する年度の翌年度の９月末日

第10条第４項中「第４条第１号ア、イ及び同条第２号ア、イの規定による」を「第４条第１項第１号ア及びイ並びに第２号ア及びイに規定する」に改め、同項第１号中「第４条第１号ア及び同条第２号アの規定による」を「第４条第１項第１号ア及び第２号アに規定する」に、「５年度に」を「５年度分を」に改め、同項第２号中「第４条第１号イ及び同条第２号イの規定による」を「第４条第１項第１号イ及び第２号イに規定する」に、「３年度に」を「３年度分を」に改める。

別記第１号様式から別記第９号様式までを次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。